Patent



特許業務法人 藤本パートナーズ 日東 伸二〇弁理士

米国のオフィスアクション時の対応に、理由補充前協議試行プログラムの利用があると聞い たのですが、どのようなプログラムなのでしょうか。



(愛知県 N. K)



1. はじめに

理由補充前協議試行プログラ

ム (pre-appeal brief conference pilot program)とは、米国において、出願 に最終拒絶(ファイナルオフィスアク ション) が通知され、これに対して審 判請求を行うとき、審判請求書の提出 後、実体的な審理を開始する前に申請 可能な制度です。

本プログラムを利用することによ り、拒絶の法的根拠および事実上の根 拠が存在していたか否かを、審判理由 補充書 (Appeal Brief) の提出に先立っ て、審査官に再検討してもらうことが できます。

審判請求後に提出する必要がある審 判理由補充書は、詳細な記載を要しま すので、その作成には時間も手間もか かります。

そこで、審判理由補充書の提出前に 拒絶の法的な根拠および事実的な根拠 を再検討するための試行プログラムと して、2005年7月12日から実施され ています。

2. 手続き

理由補充前協議を利用する前提とし て審判請求を行う必要があります。そ のうえで、審判請求と同時に、理由補 充前協議の請求書 (request) と5ペー ジ以内の意見書 (arguments) を提出 します。

このとき、クレームを補正すること はできません。

特許庁に対する費用は不要ですが、 代理人の手数料はかかります。

3. 協議

理由補充前協議の請求書が適法であ れば、実際に審査を担当した審査官、 および、その上司を含む審査官(panel of examination) によって理由補充前 協議が行われます。

請求書の提出日から45日以内に協 議結果通知 (notice of panel decision) が出されます。

協議の結果、許可可能と判断された 場合には許可通知となります。

一方、新たな拒絶理由が発見された 場合には、審査が再開され審査官から 拒絶が通知されます。その際、審査官 が補正案を示すこともあります。

これに対し、審判を維持することが 妥当であると判断された場合には、協 議結果通知から1カ月または審判請求 書の提出日から2カ月のいずれか遅い

日までに審判理由補充書を提出する必 要があります。

なお、理由補充前協議の請求書が不 適法な場合には、理由補充前協議の請 求が却下され、請求書を提出しなかっ たものとして取り扱われます。この場 合には、審判請求日から2カ月以内に 審判理由補充書を提出する必要があり ます。

4. 活用にあたって

理由補充前協議の利点は、最終拒絶 の法的な根拠や事実認定の根拠に欠陥 があり、審判請求の維持が妥当ではな いと判断された場合には、審判理由補 充書を提出するための時間と費用を削 減できることです。

例えば、審査官が、法律を誤って適 用したり、クレーム発明や従来技術を 誤解したりしているような場合には、 メリットがあると考えられます。

なお、審判請求を維持することが妥 当であると判断された場合において、 審判手続きを続行せず、審査に戻した い場合には、継続審査請求(Request for Continued Examination: RCE) を行う必要があります。